

災害時要援護者登録のお知らせ

誰一人として取り残されることがないように

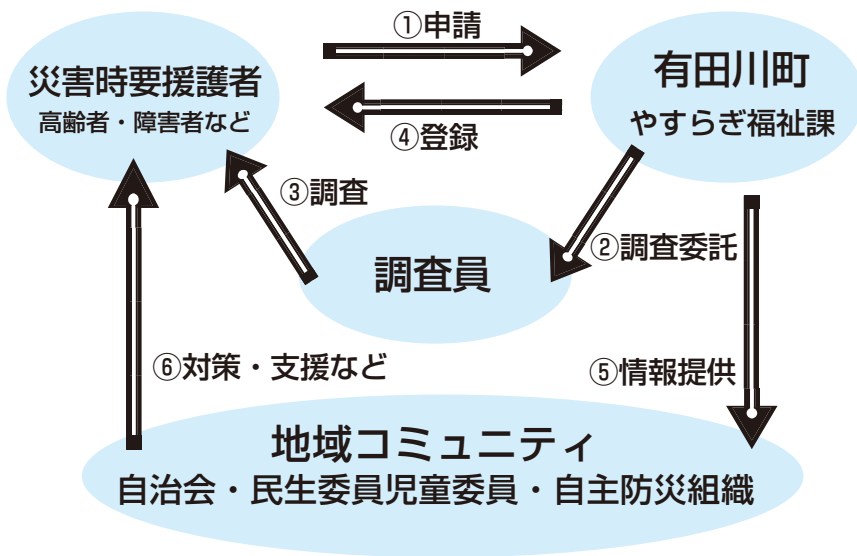
■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

ぜひ積極的に 災害時要援護者の 登録をしてください

災害時要援護者が避難を要するなどの緊急事態に陥った場合、「どのような持病があるのかかりつけの病院は？緊急の連絡先は？」などの情報を知らなければ、迅速に対応できません。そのような情報を事前に役場に登録し、災害時要援護者台帳を作成しています。登録された情報は自治会・民生委員児童委員・自主防災組織などと共有し防災対策に役立てます。

●災害時要援護者台帳登録対象者

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
- ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級または2級の者
- ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の者
- ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児



これらに該当する方で、かつ、次の項目に該当の方が対象になります。

- ・在宅の者であって、災害時に自力避難が困難な方
- ・自身の避難支援にかかわる個人情報や自治会などへ提供することに同意した方

●登録申請の方法

金屋庁舎やすらぎ福祉課、もしくは、自治会・民生委員児童委員・自主防災組織代表者までご連絡ください。

その後、町から調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。(すでに登録済の方は再登録不要です)